
知的財産権講義（１）

主として特許制度の理解のために

池田 博一

高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所

平成 15 年 12 月 15 日

概要

本講義は、知的財産権に関する理解を深めるために、特許法を中心として、その法目的、保護対象、さらに保護ための法制度について議論するものです。第一回目は、知的財産権、及び発明の意義を議論の対象としたいと思います。最初に、受講者の問題意識を喚起するために設問を用意しています。つぎに、主要な論点を関係する条文とともに提示しています。これによって、これまでの誤解が修正され、あらたな知見を習得することができることを期待いたします。さらに、できるだけ具体的な適用事例・限界事例を示すことによって知識の定着と、応用能力を養成したいと考えました。

目次

1	参考文献等	6
2	設問	8
3	知的財産権、知的所有権、産業財産権、工業所有権	9
3.1	知的財産権、知的所有権	9
3.2	産業財産権、工業所有権	10
4	特許法の目的	10
4.1	産業の発達	10
4.2	発明の保護	11
4.3	発明の利用	11
5	発明の定義	12
5.1	自然法則の利用	12
5.2	技術的思想	13
5.3	創作	13
6	産業上利用	13

A	アメリカ合衆国における知的財産権の保護	14
A.1	合衆国憲法	14
A.2	合衆国特許法	14
A.3	アンチパテントとプロパテント	15
B	日本版バイドール法	15
C	判例研究	17

1 参考文献等

今回は、第一回目ですので、参考図書掲げました。

- (1) 特許庁：「工業所有権標準テキスト」(特許編、商標編、意匠編、流通編)、
発明協会編
- (2) 特許庁：「特許ワークブック」、発明協会
- (3) 特許庁：「特許電子図書館検索マニュアル」、発明協会
- (4) 竹田和彦：「特許の知識」、ダイヤモンド社
- (5) 文化庁：「著作権法入門」、(社)著作権情報センター
- (6) 工業所有権法研究グループ：「知っておきたい特許法」、大蔵省印刷局
- (7) 田村善行：「知的財産法」、有斐閣
- (8) 特許庁：「特・実の審査基準及び審査の運用」
- (9) 特許庁：「工業所有権法逐条解説」、発明協会
- (10) 牧野利秋：「特許・意匠・商標の基礎知識」、青林書院
- (11) 中山信弘：「工業所有権法(上)」、弘文堂
- (12) 吉藤幸朔(熊谷健一補訂)：「特許法概説」、有斐閣
- (13) 中山信弘 編著：「注解特許法(上巻、下巻)」、青林書院

上記参考図書その他、本講義録を作成するにあたっては、

- (1) 荒木好文：「図解パリ条約」、発明協会
- (2) 荒木好文：「図解特許協力条約」、発明協会
- (2) 荒木好文：「図解 TRIPS 協定」、発明協会
- (4) 後藤晴男：パリ条約講和、発明協会
- (5) 竹田稔：知的財産権侵害要論(特許、意匠、商標編)、発明協会
- (6) 弁理士クラブ知財判例研究会 編：知的財産権判例 70 選、発明協会
- (7) 増井和夫、田村善行：特許判例ガイド、有斐閣
- (8) 特許庁総務部総務課 制度改正審議室 編：平成 14 年改正産業財産法の解説、発明協会

- (9) 特許庁総務部総務課 制度改正審議室 編：平成15年改正産業財産法の解説、発明協会
- (10) 伊藤忠彦：特許明細書の書き方、経済産業調査会
- (11) 佐伯とも子：特許出願の拒絶理由への対応、経済産業調査会
- (12) 中村合同特許事務所 編、大塚文昭 監修：特許実用新案分野別明細書・図面の書き方、発明協会

等の文献を参考にしました。

なお、関係する法律は、<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> において、検索参照することができます。

2 設問

以下の設問の正誤を判定して下さい。

- (1) 特許に関し国際的な条約が締結されたのは、国際間の貿易摩擦が顕在化してきたからのことである。
- (2) 著作権については、明治時代から国際的な保護条約が存在した。
- (3) 科学的発見が、「知的所有権」の対象として明文で掲げられたことはない。
- (4) 工業所有権の語を、農業又は採取産業の分野において用いることは何ら不適切ではない。
- (5) 特許法は、産業の発達に寄与することを主目的とし、併せて科学技術の進歩に貢献することを目的としている。
- (6) 特許法における「発明の保護」とは、独占権の付与にはとどまらない。
- (7) 特許法における「発明の利用」とは、専ら他人の特許につきその許諾を受けて実施することをいう。
- (8) 永久機関の発明、及び明らかに実施不能な発明に特許を付与することは、なんら第三者に不利益を及ぼすものではない場合であっても、これに独占権を付与することはできない。
- (9) プログラムに関する発明は、著作権法の保護対象ではあっても、未だに特許法上の保護対象とはなっていない。
- (10) 実用新案法の保護対象には、材料、組成物等、その形態が一定の作用効果と関連しないものは含まれない。

設問は以上。

3 知的財産権、知的所有権、産業財産権、工業所有権

3.1 知的財産権、知的所有権

「知的財産」という用語は、最近良く見受けるところですが、法律に定義が掲げられたのは、平成13年11月27日に成立した「知的財産基本法」が最初であると思います。同法第二条は、「この法律で、「知的財産」とは、発明、考案、植物の品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」とされています。また、「知的財産」を客体とする権利として「知的財産権」を同法第二項は、「この法律で、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義しています。

それでは、従来、「知的所有権」といわれていたものとの比較で保護範囲が拡張されているのでしょうか？

「知的所有権」の語は、1967年7月14日にストックホルムで署名された知的所有権機関(WIPO)を設立する条約の第2条(viii)に定義されています。すなわち、「知的所有権」とは、文芸、美術及び学術の著作物、実演家の実演、レコード及び放送、人間のすべての分野における発明、科学的発見、意匠、商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示、不正競争に対する保護に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう。」と謳われています。「知的所有権」の定義としては、これがもっとも広い定義を与えています。ちなみに、1994年4月15日にマラケシュで署名された「世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定」の付属書1Cによる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)では、「知的所有権」は、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、並びに開示されていない情報の保護、に限定されています(協定第1条第2項)。

こうしてみると、「知的財産基本法」の保護対象は、WIPO設立条約における「知的所有権」の定義における、科学的発見の項目に対して「産業上の利用可能性」で限定をかける一方、植物の品種を追加したものと理解することができます。「知的財産」のカテゴリーにおいて、「産業上の利用可能性」のある「自然法則又は現象」が掲げられたからといって、直ちにこれに独占権が付与されることにはならないことに注意して下さい。独占権を付与するためには実体法上の規定が別途要求されます。

その程度の違いであれば、なぜ「知的所有権基本法」とせずに「知的財産基本法」としたのでしょうか？

「知的財産」基本法は、第一条において「新たな知的財産の創造」に加えて「その効果的な活用による付加価値の創出」を謳っています。すなわち、加工組

立型の体質を脱却し、知的「財産」を原資として経済的果実を得ることで「活力ある経済社会」を目指すことを法目的として掲げています。結局、このような理念を法律の名称として盛り込んだ結果「知的所有権基本法」ではなく、「知的財産基本法」となったものと理解できます。

さらに、既存の保護の枠組みに収まらないため、単に不法行為法上の法的利益¹としてのみ承認されているものや、権利概念として未成熟なものまでを含める意味で「知的財産」の語を用いることもあるようです。

3.2 産業財産権、工業所有権

最後に、従来「工業所有権」と言われていたものの範囲について議論したいと思います。

工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約では、その第一条(2)において、「工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものとする。」とあり、すでに120年以前に、国際条約として工業所有権の保護を枠組みが完成していたこととなります。この定義によれば、工業所有権に著作権法の保護範囲を加えたものが、およそそのところ「知的所有権」の保護範囲であることが分かります。パリ条約は、その後も改正条約によって修正が続けられてきましたが、1967年にストックホルムで行われた条約改正が最近の改正となっています。

なお、「工業所有権」の語から、保護の範囲が工業及び商業の分野に限定されてしまうことを回避するため、パリ条約2条(3)は、「工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、好物、鉱水、ビール、花、穀粉)についても用いられる。」旨を確認しています。このような心配をするのであれば、最近の特許庁における運用のように「工業」を「産業」と置き換えることにも理由があるといえます。

ちなみに、著作権については、1886年の「文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」が先駆的な役割を果たしました。現在有効なベルヌ条約は、1971年のパリ改正条約です。

4 特許法の目的

4.1 産業の発達

特許法第一条は、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」と規定しています。ここでは、特許法が、「産業の発達」を図るための施策であることが打ち出されています。同様に実用新案法第一条も、「この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」と規定しています。

¹民法709条に代表される損害賠償請求権の対象となりうるものと考えて良いと思います。

一方、「科学技術基本法」の第一条は、「この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。」としており、「産業の発達」に関しては、「経済社会の発展」がそれを示唆するにとどまっています。

そこで、知的戦略大綱においては、「大学においては、知的財産の創造、活用への期待に応えていくことが求められる一方、教育、基礎的・原理的研究も強く求められていることを忘れてはならない。」としており、この方針は、「知的財産基本法」第7条第3項、及び第12条の規定として反映されており、「科学技術基本法」と「知的財産基本法」との抵触関係を調整するものとなっています。

4.2 発明の保護

つぎに、「発明の保護」の意義が問題となります。発明の保護として、

- 特許権設定登録後における保護：
 - － 特許発明を独占排他的に実施し得る権利（特許権）による保護（68条）
 - － 存続期間延長による保護（67条2項）
- 特許権設定登録前における保護：特許を受ける権利（29条1項柱書）による保護
- 手続的保護：拒絶理由の限定列举（49条等）意見書（50条）、改善多項制（36条55項第2文）、出願の単一性（37条）、分割・変更（44条、46条等）、国内優先権（41条）、審判、訴訟（121条等、178条）

といった事項を掲げることができます。

発明は、保護がないと奨励されないものなのでしょうか？

まず、「知的財産」は、盗用され易いという特徴があります。また、複数の者が同時に実施することができるという特徴もあります。特許法は、かかる「知的財産」を公開したことの代償として、それを公開した者に一定期間を限って物権類似の権利（独占排他権）を与えることによって保護を図っています。すなわち盗用・侵害者に対しては刑事罰、民事賠償責任等の規定を設け、発明者に対しては審査登録制度、民事的救済措置等を設けています。このような保護をインセンティブとして、発明が、公開され、公共の財産として累積・進歩していくことによって産業の発達を図るように制度設計されています。もっとも、独占に馴染まない「知的財産」に対してこの制度を適用すると、かえって産業の発達を遅滞させ、ないしは国民の福祉の向上を害することになりますから、特許法は、第二条において「発明」の範囲に限定を設けています。

4.3 発明の利用

さらに、「発明の利用」の意義が問題となります。

特許法における「発明の利用」は、

- 文献としての利用： 出願公開公報、特許公報等の開示情報をもとにして現在の技術水準を把握し、それを超える技術開発を遂行するための利用形態です。
- 自ら収益を上げるための利用：特許製品を製造して市場において利益を得ること、又は他人に実施をさせて実施料収入を得といった利用形態です。
- 特許権消滅後の利用：自由技術となった特許技術を、第三者が特許製品を製造するために利用する形態です。

のように、三つの形態があると理解されています。

結局、期限付きの独占権の付与と技術開示とを両輪として作用させることにより、技術の累積進歩を促しこれによって産業の発達を図るという制度設計となっていると理解すれば良いと思います。

5 発明の定義

特許法第二条では、発明を「この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」のように定義しています。同様に、実用新案法は、その第二条において、考案を、「この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。」のように定義しています。したがって、発明と考案の相違は「高度」であるか否かという点にのみあることとなります。しかし、一方で実用新案法は、その法目的において、「物品の形状、構造又はそれらの組合せ」に限定する旨を規定していることに注意して下さい。

5.1 自然法則の利用

そこで、まず「自然法則の利用」の意義について議論したいと思います。

「自然法則」とあることから三つの原則が導かれます。

- 自然法則そのものは発明ではない：自然科学上の発明に限らず、因果的経験則等は、発明ではない。
- 自然法則に反するものは発明ではない：永久機関は、発明ではない。
- 自然法則でないものを用いたものは発明ではない：数学論理学上の法則、経済学上の法則、心理法則、遊戯方法等を用いたものは、発明ではない。

さらに、その「利用」の程度については、

- 全体としての利用：一部に自然法則を利用しないものが含まれていても良い。
- 一定の確実性：同一結果を100%の確立で再現できなくも良い。
- 結果としての利用：利用している自然法則を完全に理解していなくても良い。

と理解されています。しかし、発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題の解決をすることが明らかに不可能のものは、発明として成立しません²。

5.2 技術的思想

次に、「技術的思想」について議論します。特許法の保護対象は、技術そのものではなく、技術的思想であることが重要です。

技術とは、一定の目的を達成するための具体的手段であって、産業上であると文化上であると問わず実際に使用できるものとされています。一方、思想とは、より抽象的な概念をいい、具体的な形体と対立する概念であるとされています。したがって、発明は、技術にまで達しない、より抽象的、観念的手段であれば十分ですが、目的達成手段としての具体性が必要であるとされています。

技術的思想でないものとしては

- 技能：知識として第三者に客観的に伝達することができないもの。
- 情報の単なる提示：操作方法要領書、テレビ受像器用のテストチャート等。
- 単なる美術創作物：絵画、彫刻。
- コンピュータプログラム言語、コンピュータプログラム自体：ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合には、発明となり得ます。

が掲げられています。

5.3 創作

最後の「創作」の要件からは、単なる「発見」は、発明でないこととなります。ただし、天然物から人為的に単離した化学物質、微生物等、又はこれらの用途の発見は、創作したものであり、発明となるものとされています。

6 産業上利用

特許法 29 条柱書は、「産業上利用することができる発明をした者は」特許を受けることができる旨を規定しています。

「産業上利用」とは、発明が一般産業として実施（生産、使用）し得ることと解されています。したがって、

- 業として利用できない発明：個人的にのみ利用される発明³、学術的、実験的にのみ利用される発明⁴：産業の発達が図れない。

² 「中性子吸収物質を溶融点の比較的高い物質で包み、これを球状とし、その多数を火口底へ投入することによる火山の爆発の防止法」：火山の爆発は、火口底においてウラン等が核分裂することに起因することを前提条件としている点課題の解決をすることは、明らかに不可能である。

³ 喫煙方法

⁴ ただし、「理科の実験セット」は、市販営業の可能性があり、産業上利用可能な発明たり得ます。

- 人間を手術、治療、診断する方法：外科手術の方法：医療行為は、広く開放すべき。
- 実際上明らかに実施できないもの：オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球全体を透明プラスチックで覆って紫外線を遮蔽する方法：理論的にはその発明を実施することが可能であっても、その実施が実際上考えられないものです。

のような発明は、発明の定義に適合していても、特許を受けることはできません。

ここで、「産業」には、パリ条約の「工業」の定義に加えて、運輸交通、保険、金融等も含まれると考えられています。

また、「利用」は、技術的価値のないものを除けば、技術的不利益を伴うものであってもよく、経済性（収益性）も要求されません。さらに「利用」は、その可能性をもって足りるとされています。

A アメリカ合衆国における知的財産権の保護

A.1 合衆国憲法

アメリカ合衆国憲法第 8 節第 8 項では、連邦議会の権限のひとつとして

To promote the Progress of Science and useful Arts, by securing for limited Time to Authors and Inventors the exclusive Right to their respective Writings and Discovery;

を掲げています。これからも、「知的所有権」の保護を国是としていることが分かります。ちなみに、アメリカ合衆国は、建国当時すでに産業革命の渦中にあり、蒸気機関等の発明の帰属について争いが発生していました。そのころ、わが国では「新規御法度」のおふれ（1721 年）のもと、発明などはもっての外という時代でした。

A.2 合衆国特許法

アメリカ合衆国特許法第 100 条 (a) は、発明の定義として、

The term "invention" means invention or discovery.

としていますが、これではあまりに具体性が欠けます。そこで、第 101 条は、Invention patentable の標題のもとに、

Whoever invents or discovers any new and useful process, machine, manufacture, or composition of matter, or any new and useful improvement thereof, may obtain a patent therefor, subject to the conditions and requirements of this title.

と規定しています。これを見る限りわが国の特許要件との広狭は、明確ではありません。「自然法則」によるしほりもありません。しかし、アメリカ合衆国は、判例法の国であって、法律のより合理的な運用が可能であることに注意する必要があります。例えば”discovery”といっても、”naked discovery”に特許が付与されるわけではありません。Thomas Edison の電球における、「耐久性の優れた発光材料」の発見、のようなものに限って特許されるのであれば、わが国の運用との食い違いはほとんどないといつて良いと思います。

A.3 アンチパテントとプロパテント

アンチパテント政策とは、1930年代の大恐慌時代に、市場の寡占化による産業の衰退を防止するため独占禁止法に重点をおいた政策を言います。相対的に特許が冷遇された時代です。

この政策は、1980年まで続き、その結果、新技術の開発における企業意欲の低下を招きました。その影響は、世界最大の貿易黒字国から世界最大の貿易赤字国への転落という現実によって顕在化しました。

そこで、事態の打開策として登場したのがプロパテント政策（特許優遇政策）です。

プロパテント政策は、バイドール法として著名ですが、このような法律があるわけではなく、合衆国特許法第18章の改正法を指します。具体的には、

- 大学等が、連邦政府からの資金の提供によってなされた発明については、その開示後適切な期間内に、権利を保持するか否かを選択することができる：それまでのように、一律に国有化し、国が非独占的实施権をどの企業に対しても付与するというのでは製品化へのインセンティブが働かない。
- 権利保持を決めた大学等は、適切な期間内に特許出願を行わなければならない：特許を大学等の所有とし、大学等と企業の間でライセンス契約をすることができる。
- 大学等は、発明者にライセンス収入の一部を配分しなければならない：研究開発への還元が可能となる。
- 発明者への支払い、及び一般管理費を差し引いた残額は、大学等の科学的研究や教育の支援のために利用しなければならない：大学等の研究・教育への使途が認められる。
- 大学等は、ライセンス契約をするにあたり米国産業を優遇すること：独占的实施権は原則として米国内で製造する場合に与えられること。

等を内容としています。

B 日本版バイドール法

日本版バイドール法といわれているのは、産業活力再生特別措置法のことをいっているようです。同法30条は、以下のように規定しています。

(国の委託に係る研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第三十条

国は、技術に関する研究活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、その委託に係る技術に関する研究の成果(以下この条において「特定研究成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者から譲り受けないことができる。

一 特定研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者が約すること。

二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者が約すること。

三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。

2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究を行わせ、かつ、当該法人がその研究の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究の受託者との関係に準用する。

3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

関連する法律として、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」、及び「産業技術力強化法」があります。

また、以下に「国立大学法人法」の関連条文を掲載しました。

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。

二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。

三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

四 当該大学共同利用機関における研究の成果(第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。)を普及し、及びその活用を促進すること。

五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

同法第二十二条 には、「国立大学法人」について同様の規定が設けられています。

C 判例研究

H15. 1.28 東京高裁 平成 13(行ケ)361 特許権 行政訴訟事件

平成 13 年(行ケ)第 361 号 審決取消請求事件

平成 15 年 1 月 14 日 口頭弁論終結

判		決	
原	告	A	
被	告	特許庁長官 太田 信一郎	
指定代理人		栗田 雅弘	
同	舟木 進		
同	大橋 良三		
同	涌井 幸一		
同	大野 克人		

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 当事者の求めた裁判

1 原告

特許庁が平成 8 年審判第 18063 号事件について平成 13 年 7 月 2 日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

第 2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成 5 年 1 月 8 日、発明の名称を「圧力場に空間を創出し、空間と置換する流体の運動により仕事を得る方法」とする発明(以下「本願発明」という。)につき特許出願(平成 5 年特許願第 303394 号。以下「本願出願」という。)をし、平成 8 年 9 月 12 日拒絶査定を受けたので、同年 10 月 25 日、これに対する不服の審判を請求した。特許庁は、これを平成 8 年審判第 18063 号として審理し、その結果、平成 13 年 7 月 2 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年 7 月 18 日、その謄本を原告に送達した。

2 特許請求の範囲(別紙図面参照)

「【請求項 1】水深 H での高圧が負荷されている状況下において、先ず、第 1 の作業物である水 35 を熱ポンプ 32 を用いて氷結固化させ、これによって生じる体積の増加により高圧状態の水 24 を排除(揚水・排水)して新たな第 1 の空間を創出させる。一方、前記水 35 から奪った熱を別の液体作業物 38 に作用させて温度上昇させ、これによって生じる体積膨張により高圧状態の水 24 を排除して新たな第 2 の空間を創出させる。次に前記液体作業物 38 の熱により前記氷結固化した水 35 の融解を行い、これによって水 35 の体積を縮小させることで前記第 1 の空間に高圧状態の水 24 を流入置換させ、その際の仕事を発電機 25 で取り出す。一方、前記液体作業物 38 の残留熱量を装置 C 外に排熱することで該液体作業物 38 の温度を元の温度に復帰させ、これによって液体作業物 38 の体積を縮小させることで前記第 2 の空間に高圧状態の水 24 を流入置換させ、その際の仕事を発電機 25 で取り出す。以上からなることを特徴とする圧力場に空間を創出し、空間と置換する流体の運動により仕事を得る方法。」

(請求項 2 ないし 7 は省略。)

3 審決の理由

審決は、別紙審決書の写しのとおり、本願発明の目的は、「地球資源を枯渇させず、人類が必要とするエネルギー・燃料・熱量を十分に供給し続ける方法を提供することを課題として、特許請求の範囲の請求項1に記載された構成により、その課題を解決すること。」であるものの、本願発明は、この目的を達成することができないものであるから、特許法29条柱書きに規定する「産業上利用することができる発明」に該当するものといふことができない、と判断した。

第3 原告主張の審決取消事由の要点

審決は、「エネルギー保存の法則」若しくは「熱力学の第一法則」を前提として、本願発明における装置Cのエネルギー収支を検討し、本願発明が特許法29条柱書きに規定する「産業上利用することができる発明」に該当しない、と判断した。しかし、「エネルギー保存の法則」若しくは「熱力学の第一法則」自体が誤った考えであるから、審決はその前提において誤っており、違法として取り消されるべきである。

1 本願発明における装置Cのエネルギーの収支は、次のとおりである。

装置Cが必要とするエネルギーは、熱ポンプ稼働に要する電力のみである。そのために必要な電力量は、水の融点が増え、加えられる圧力に応じて低下するものであるため、高圧の下では相当な低温に冷却しなければならず、相当量の熱量を移動させる必要があるものの、移動させる熱量の成績係数分の1の熱量相当量とされる電力量で足りる。

これに対して、得られる仕事量は、創出した空間の体積と、深さの距離である水頭（判決注・単位体積の水のもつ機械的エネルギーを水の高さで示したもの。）との積の電力量であるから、深い位置程得られる電力量は大きくなる。

したがって、深い位置で本願発明の装置Cを稼働させれば、熱ポンプ稼働電力量に相当する電力は、融解による作業物の体積縮小により創り出す第1の空間に流入する水量で得られるので、第2の空間で得られる余剰の電力を、ほかの用途に使用することができる。

なお、増圧器の原理を利用すれば、任意の深さの位置で、必要な深さの圧力を創り出すことができる。

2 エネルギー保存の法則から導かれる「エネルギー一定の法則」により、外からエネルギーを与えなければ、外にエネルギーを取り出すことはできない、といわれており、永久機関を作ることとは不可能であるとされていた。しかし、熱学的な現象に力学的現象が加わるときには、力学的エネルギー保存の法則は成り立たなくなり、エネルギー一定の法則は否定されるのである。そこで、熱学的現象も含め、いかなる場合にも永久機関は存在し得ないというために、「熱力学の第一法則」が改めて提唱されたものである（「教養物理学」（原島鮮著、昭和29年3月31日第1版発行、甲第4号証。以下「甲4文献」という。）。本願出願に対する拒絶理由に明記された「エネルギー一定の法則」は、甲4文献等の物理学の書籍で否定されており、科学技術の常識とはいえないのである。本願発明は、「深さの位置エネルギー」の存在を発見して、自然の現象に則して発明された「可逆機関の発明」であり、これを、架空の、自然現象に反する現象を記述している「エネルギー保存の法則」という仮説で否定することはできない。

3 「熱力学の第一法則」は、「エネルギー保存の法則」を真に科学上の法則と信じる観念論の信奉者により創出された哲学的思考であり、自然現象と相違するものである。自然現象では、熱は作業物に出入りして作業物が仕事をする原因となっている。しかし、自然界において熱そのものが直接（何も介せず）エネルギーに変換している現象は、見当たらないのである。にもかかわらず、「熱力学の第一法則」は、熱がエネルギーに変換するものであるとして、その現象を説明する論証を、熱の温度が水の高さに相当し、水の質量に当たるものは「エントロピー」（判決注・熱量と温度に関しての物質系の状態を表す熱力学的量の一つ）であるとして、縦軸に温度を、横軸にエントロピー

を目盛りとするグラフを作成し、熱の温度目盛りとエントロピーの目盛りに囲まれた熱の量が、仕事の量に変換する、とし、熱とエネルギーは等しいとしている。この見解は、近代科学の最高峰の学問である、との評価を得ているものである。

しかし、この熱 = エネルギーとしての論説は、自然界では熱 エネルギーであるから、観念論にすぎず、空論である。これは、以下の各事実からも明らかである。

高空での、水滴の位置エネルギーと付近の大気に移動した熱量とは共に存在しているものである（原告著作の論文「エネルギー一定の法則の数値的考察より永久熱源の存在について」、甲第2号証参照。以下「甲2文献」という。）

氷の膨張の仕事は、水の内部熱量を奪ってなされているので、熱がなくても膨張の仕事が行われる。すなわち、高圧を受ければ、水は氷点を下げて、加えられた圧力に応じた温度で氷結する。氷結すれば体積が増加するのは否定できず、増加した容積の圧力を排除する事実も否定することができない。熱を奪われて圧力を排除する仕事の量と、奪う必要熱量の係数が示されているのであるから、熱 エネルギーの証拠になるものであることは否定できないものである（「物理化学の基礎」（西川勝・渡辺啓共著 1979年12月第1版第1刷発行）、甲第3号証参照。以下「甲3文献」という。）

熱が仕事に変換する証拠と一般に受け取られている、定積比熱と定圧比熱の差量の存在は、算術計算で算出されており（「教養物理学」（原島鮮著、昭和29年3月31日第1版発行、甲第4号証93頁第4段落参照。以下「甲4文献」という。）、熱がエネルギーに変換する証拠にはならない。

4 被告において、現在一般に肯認されている熱学が、空論ではなく、真に科学として貢献している、と信じるのであれば、熱がエネルギーに変換している事例を挙げて原告の論証を覆すべきである。

熱を加えれば電流が流れる「熱電対」も、熱が電気に変換している証拠とすることはできない。自然現象を純粋に力学的な現象にとらえると、永久機関が不可能であることは19世紀のはじめころには一般に認められていたところであるものの、熱の現象をも含めるとき、果して永久機関が不可能であるかどうかということは未だ解決されていないことである。

ジュール (joule) が行った、錘の落下によって翼を回し、熱量計Aの中の液体を攪拌して、その摩擦熱によって温度を上昇させる実験によって、得られた熱量は、錘が落下する仕事の熱当量であり、これが熱の仕事当量であることが、熱の現象も含めて一般的な力学的エネルギー保存の法則として打ち立てられたのである。

5 一般には、永久機関は不可能であるとの教えが広く染み込んでいる。しかし、永久機関は、純粋に力学的手段のみによっては不可能であるものの、力学的現象に熱の現象をも含めるときに、果して永久機関が不可能であるかどうかということは、未だ解決のできていないことであった（甲第4号証102頁）。すなわち、力学的エネルギー一定の法則及びエネルギー保存の法則については、科学者の間では疑問符が残されていたのである。しかるに、断熱膨張の現象（判決注・断熱変化の一つで、気体を熱の出入りなしに膨張させること。この場合温度は低くなる。）が発見され、液化できないとされていた気体を液化することができることになったとの事実により、それまで空気等を永久ガスと呼んでいた呼称がなくなったのである。この断熱膨張の方法が発見され、低温から高温へ熱を揚熱し得る現象が存在することにより、力学的エネルギー保存の法則は成り立たなくなり、永久機関開発の可能性が出てきたのである。これを不可能と決め付けるために、熱が仕事に変換するとして、熱 = エネルギーとして打ち出された考え方が、熱力学の第一法則である。エネルギーとは、仕事をする能力であり、仕事をさせる能力ではない。それは、地球の重力が高所の水に影響を及ぼして水の落下によるエネルギー（運動 仕事）を発生させても、引力と定義し、地球エネルギーと呼ばないのと同義である。熱が仕事をさせ得る能力と仕事をする能力とを混交した思考に大きな欠陥が生じているのである。

6 原告は、海洋の深層に働く大きな圧力から仕事を得ようと研究を重ね、深層の位置に空間を創出すれば、その空間に流入する海水の運動から発電できる事実気付、本願出願の前に、永久発電の原理とその応用、と題して特許を出願した。この特許出願は、永久機関は不可能との拒絶理由で拒絶査定となった。原告は、拒絶査定不服審判の請求をし、熱力学の第一法則＝一般的エネルギー保存の法則が間違いであるとの証拠（本訴の甲第2号証と同じもの）を、特許庁及び京大等の六つの大学に提出した。しかし、特許庁は、「力学的エネルギー保存の法則」により、原告が出願した発明を実施することは不可能であるとして、審判請求は成り立たない、との審決をした（甲第9号証）。原告は、再審の請求を行ったものの、特許庁は、再審の請求は違法である、としてこれを却下する審決をした（甲第10号証）。原告は、永久機関は可能との判断を示しながら、再審の請求は違法として却下した審決を不服として、東京高等裁判所に審決取消の訴え（甲第11号証の1）を提起した。しかし、同裁判所は、「現在一般に肯認されている物理学上の知識をもってしては到底理解することができず…」として、この訴えを棄却する判決を言渡した（甲第11号証の2）。原告は、この判決に対し、上告をしたものの、上告棄却の判決が言い渡された（甲第12号証）。

原告は、特許庁は、永久機関は可能であるとの心証を有していると考え、物理学の誤りを指摘した「力とエネルギー」と題した論文を、東大・京大・神大の3大学と、工業技術院、新エネルギー開発機構、宇宙開発事業団に提出した。東大の有馬朗人学長は、「論理的でない」として、同論文を原告に送り返してきた。神大及び暫く日時を置いて京大も、これを送り返してきた。

そこで、原告は、熱学の誤りの中心と考えられる部分を「エントロピー批判」と題して平成4年8月25日付けで京大等国公私立の10大学に提出した（甲第13号証）。

原告は、このような経過をたどって、この実験装置（甲第2号証に記載のもの）の方法を、本願発明の【請求項1】として本願出願をした（甲第14号証1）。

原告は、以上のとおり、常に公開して研究を進めており、原告の独り善がりの見解に終始しているものではないことは明らかである。

第4 被告の反論の骨子

1 審決は、本願発明の目的を認定し、本願発明がその目的を達成するには、本願発明に係る装置Cが外部に与える運動エネルギー、熱エネルギー又は電気エネルギー等の総量が、該装置Cに外部から与える運動エネルギー、熱エネルギー又は電気エネルギー等の総量を超える必要があることから、それらを対比した上で、本願出願に添付された明細書及び図面、さらに、審判請求人（原告）の主張を参酌しても、「エネルギー保存の法則」が真の科学の法則であることを前提とする限りにおいては、前者が後者を超える合理的な根拠を見出すことができないので、「本願特許請求の範囲の請求項1に係る発明は、特許法第29条柱書きの規定により特許を受けることができない。」としたのであって、この点に誤りはない。

2 原告は、拒絶理由に明記されている「エネルギー一定の法則」は、甲4文献等の物理学書で否定されており、科学技術の常識とはいえない、として、「エネルギー保存の法則」が成り立たない、と主張している。

しかし、被告が拒絶理由の根拠としている「エネルギー保存の法則」とは、「物質および空間の場から成るあらゆる物理系が外界からいかなる作用も受けなければ、その物理系の中でどんな変化が生じてもエネルギーの総量は保存されるという法則」（「機械用語大辞典」（社団法人実践教育訓練研究協会編、1997年11月28日初版第1刷発行、乙第1号証（以下「乙1文献」という。）78頁）であって、当該エネルギーとは、運動エネルギー及び位置エネルギー等の力学的エネルギーに加え、熱エネルギー等、すべての種類のエネルギーを含む意味である。そして、「これらの種々のエネルギーは、ただその形が異なるのみであって、その本質においては全く同一のものであり、そ

の一つの形から他の形に変換することが可能である。しかし、どんなエネルギーでも消滅したり創造することはできない。」(「工学基礎熱力学」(谷下市松著、昭和62年9月15日全訂第19版発行、乙第2号証(以下「乙2文献」という。)28頁第2段落)という事実に基づき、エネルギー保存の法則は打ち立てられ、現在の科学技術の常識となっているものであり、原告が主張する「物理学書で否定されており、科学技術の常識とはいえない」という事実は存在しない。

3 原告は、甲2文献、甲3文献及び甲4文献を根拠として、自然界において、熱そのものが直接(何も介せず)エネルギーに変換している現象は、見当たらないから「熱=エネルギー」としての論説は空論にすぎない、と主張している。

しかし、自然界において、熱そのものが直接(何も介せず)エネルギーに変換している現象が見当たらないとも、「熱は本質上仕事と同じくエネルギーの一つの形であって、仕事を熱に変換することもまたその逆も可能である。これを熱力学の第一法則(the first law of thermodynamics)という。」(乙第2号証27頁第2段落)ことは、現在の科学技術の常識となっているものである。

甲2文献は、原告が、上記科学技術の常識に反する原告独自の論理を記載しているものであり、その論理を立証する実験結果等は何ら記載されておらず、また、この論理が正しいということが学会等において認められたという事実も認められないことからして、上記の原告の主張を立証するものとは認められないことが明らかである。

甲3文献は、その中のどこに「熱 エネルギー」について記載されているのか不明であり、原告主張の根拠とはならない。

甲4文献は、「定積比熱と定圧比熱との差量が存在する」との趣旨の記載があるものの、これにより「熱がエネルギーに変換する証拠にはならない」との結論を導き得る根拠が不明であり、これまた、原告主張の根拠となり得るものではない。

第5 当裁判所の判断

1 原告は、「エネルギー保存の法則」若しくは「熱力学の第一法則」は誤りであるから、審決が「エネルギー保存の法則」若しくは「熱力学の第一法則」を前提として、本願発明は、これらの法則に反しているから特許法29条柱書きに規定する「産業上利用することができる発明」に該当しない、と判断したことは誤りである、と主張する(第3柱書き及び第3・2)。

しかし、乙1文献には、「エネルギー保存の法則」とは、「物質および空間の場から成るあらゆる物理系が外界からいかなる作用も受けないならば、その物理系の中でどんな変化が生じてもエネルギーの総量は保存されるという法則」である、と記載されており(乙第1号証78,79頁)、また、乙2文献には、「熱は本質上仕事と同じくエネルギーの一つの形であって、仕事を熱に変換することもまたその逆も可能である。これを熱力学の第一法則(the first law of thermodynamics)という。」(乙第2号証27頁(2))、「エネルギーには熱および仕事のほかに、運動エネルギー、位置エネルギー、電気エネルギー、磁気エネルギー、化学エネルギー、表面エネルギー、放射エネルギーなど種々の種類がある。これらの種々のエネルギーは、ただその形が異なるのみであって、その本質においては全く同一のものであり、その一つの形から他の形に変換することが可能である。しかし、どんなエネルギーでも消滅したり創造することはできない。この事実から、ヘルムホルツ(H.Helmholtz)はエネルギー保存の原理(law of conservation of energy)と呼ばれるつぎの法則を設定した。すなわち、一つの系の保有するエネルギーの総和は外部との間に交換のない限り一定不変であり、外部との間に交換があれば授受した量だけ減少または増加する。熱力学の第一法則は、この原理を熱現象に応用したものであり、本質上この原理にほかならない。エネルギー保存の原理を、動力を発生する機械に当てはめて考えると、機械は動力を発生するときには、それと同時に必ず他の形のエネルギーを消費しなければならない。これを別のことばで表現すると、エネルギーを消費しないで、継続して動力を発生できる機械は不可能である。もしこのような機械が存在するとすれ

ば、それを第1種の永久運動(perpetual motion of the first kind)をする機械であるという。このエネルギー保存の原理は第1種の永久運動を否定したものであるが、それはとりも直さず熱力学の第一法則を別の形で表現したものにほかならない。」(乙第2号証28頁(3))と記載されている。

上記の各記載によれば、エネルギーには、熱及び仕事のほかに、運動エネルギー及び位置エネルギーの力学的エネルギー、電気エネルギー及び磁気エネルギーの電磁気エネルギー等の種々の種類があり、これらすべてのエネルギーがその本質においては全く同一のものであり、その一つの形から他の形に変換することは可能であるものの、どんなエネルギーでも消滅したり創造することはできないこと、したがって、「エネルギー保存の法則」とは「外界からいかなる作用も受けないならば、その物理系の中でどんな変化が生じてエネルギーの総量は保存されるという法則」を意味するのであり、また、「熱力学の第一法則」とは、熱力学変化における「エネルギー保存の法則」に相当するものであって、これらは現在の科学技術の普遍的法則であり常識となっているものであると認められる。

したがって、「エネルギー保存の法則」及び「熱力学の第一法則」が誤りであることを前提として、審決が、本願発明は、これらの法則に反しているから特許法29条柱書きに規定されている「産業上利用することができる発明」に該当しないことは誤りである、との原告の主張には理由がなく、審決の上記認定判断に誤りはない。

2 原告は、一般には、永久機関は不可能であるとの教えが広く染み込んでいる、しかし、永久機関は、純粋に力学的手段のみによっては不可能であるものの、力学的現象に熱の現象をも含めるときに、果して永久機関が不可能であるかどうかということは、未だ解決のできていないことであった(甲第4号証102頁)、すなわち、力学的エネルギー一定の法則及びエネルギー保存の法則については、科学者の間では疑問符が残されていたのである、と主張する(第3・6)。

しかしながら、甲4文献には、「1840年頃、ドイツの医師マイエル(Mayer)は(中略)力学的現象に熱学的現象をも含めるとき、一方に作用能力の損失があれば他方に必ず増加があり、無からは有を生じないことを述べて、熱学的現象をも含めて今日いうエネルギー保存の法則が成り立つべきことを主張したのである。同じ頃、英国のジュール(Joule)は摩擦による熱の発生量と、そのために費された力学的エネルギーとの間に一定の比率が存在すること(後に詳しく説明する)を多くの精密な実験から証明して、熱もエネルギーの一種であることを示した。最後にドイツのヘルムホルツ(Helmholtz)は1847年に一般的の立場から、総て仕事をなし得る能力、即ちエネルギーは如何なる現象においても保存されることを論じ、一般的なエネルギー保存の法則を打ち建てた。」(甲第4号証101頁第5段落~102頁第2段落)「熱の現象をも含めるとき果して永久運動機械が不可能であるかどうかということは未だ解決のできていないことであった。それが以上述べたように19世紀の半ば頃、Mayer, Joule, Helmholtz等によって一般的な力学的エネルギー保存の法則が打ち建てられるに到り如何なる場合にも永久運動機械が存在し得ないことがはっきりと認められたのである。」(同102頁第3段落)と記載されており、原告の主張する「熱学的の現象に力学的の現象が加わる時には上に述べた力学的エネルギー保存の法則も成り立たなくなり、又熱を物質のように考える理論も破綻してしまうのである。」(同101頁第2段落)「熱の現象をも含めるとき果して永久運動機械が不可能であるかどうかということは未だ解決のできていないことであった。」(同102頁第3段落)との甲4文献の前記記載は、一般的な力学的エネルギー保存の法則、あるいは一般的なエネルギー保存の法則が打ち立てられる以前の状況を説明した記載であるにすぎず、「エネルギー保存の法則」が科学技術の普遍的法則であることは、甲4文献においても支持されているものであることが明らかである。原告の上記主張は失当である。

3 原告は、本願発明の装置Cにおいて、必要とするエネルギーは、熱ポンプ稼働に要する電力のみであり、移動させる熱量の成績係数分の1の熱量相当量とされる電力量で足りる、これに対して、得られる仕事量は、創出した空間の体積と、深さの距離である水頭との積の電力量であるから、深い位置で本願発明の装置Cを稼働させれば、余剰の電力を他の用途に使用することができる、と主張する(第3・1)。

しかしながら、「エネルギー保存の法則」により、本願発明の装置Cに加えたエネルギー以上のエネルギーを装置Cから取り出すことは不可能である以上、いかに深い位置で装置Cを稼働させても、装置Cに加えるエネルギーが熱ポンプ稼働に要する電力のみであるとすれば、得られる電力量の合計は熱ポンプ稼働に要する電力以上にはならず、余剰の電力は存在しないのであるから、原告の主張は失当という以外にない。

4 原告は、熱そのものが直接(何も介せず)エネルギーに変換している現象は見当たらないから、熱=エネルギーとしての論説は観念論にすぎず、空論であるとして、甲2文献、甲3文献及び甲4文献をその根拠として主張している(第3・3)。

しかしながら、前述のとおり、乙2文献には、「熱は本質上仕事と同じくエネルギーの一つの形であって、仕事を熱に変換することもまたその逆も可能である。これを熱力学の第一法則(the first law of thermodynamics)という。」(乙第2号証27頁(2))と記載されており、熱は本質上エネルギーの一つの形、すなわち、熱=エネルギーであることが示されている。

そして、甲第2号証によれば、原告は、その著作した「エネルギー一定の法則の数値的考察より永久熱源の存在について」と題する論文(甲2論文)を、東京大学等の六つの大学と特許庁に書留郵便にて送達したことが示されており、また、同論文には、

エネルギー一定の法則と潜熱、自然現象の図解による説明、潜熱を捕捉する実験装置、装置組織図、からなる内容が記載されており、の自然現象の図解による説明中の、海面に直射した太陽熱による水循環系の図から、「高空での、水滴の位置エネルギーと付近の大気に移動した熱量とは共に存在している」から、これがエネルギー一定の法則否定の根拠となる、という趣旨の記載がある。しかし、この図は、水循環系全体の場所・時間について、そのエネルギー収支を分析してエネルギー保存の法則が破綻していることを示したものであるとすることはできず、また、水蒸気は位置エネルギーと凝縮熱に相当する熱エネルギーの両者を有していたのであるから、水蒸気の凝縮後も、水滴が位置エネルギーを有し、凝縮熱に相当する熱エネルギーを周囲の大気が有するのは当然である。また、原告が昭和55年に甲2文献(上記論文)を東京大学等の六つの大学に送達したにもかかわらず、これら大学がエネルギー保存の法則が誤りであることを認めたとの事実を認めるに足りる証拠はないことから(東大、神大、京大から、これらの論文が送り返されてきたことは、原告も自認するところである。)、甲2文献も原告の主張が正しいことを認める根拠とはならないことが明らかである。

甲第3号証によれば、甲3文献の77頁に、水は1気圧毎に0.0075K融点が低下することが示されているのみであり、原告が主張する熱エネルギーの根拠は示されていないことが明らかである。原告は、氷結すれば体積が増加するのは否定できない、増加した容積の圧力を排除する事実も否定できず、熱を奪われて圧力を排除する仕事の量と、奪う必要熱量の係数が示されているのであるから、熱エネルギーの証拠になるものであることは否定できないものである、と主張する。しかし、上記文献には、「水は固体の方が密度の小さい例外的な液体なので圧力を加えると融点が下る。」(甲第3号証77頁)と記載されており、水は氷結すると体積が増加する例外的な液体であるから、圧力を加えると融点が下がることは記載されているものの、原告が主張する「熱を奪われて圧力を排除する仕事の量」や「奪う必要熱量の係数」などの事項は記載されておらず、まして、熱とエネルギーとが同じでないことなどは記載されていない。

甲4文献には、気体の比熱が、体積を一定にした定積比熱と、圧力を一定にした定圧比熱との間で差があるとの記載があるものの(甲第4号証93頁第4段落)、この

ことは、固体や液体に比して温度変化による体積の膨張収縮が著しい気体については当然のことであり、このことが「熱がエネルギーに変換する証拠にはならない」との結論を導き得る根拠となるとは、到底認めることができない。

以上のとおり、原告の提出する証拠によっても、熱 = エネルギーとしての論説は観念論に過ぎず、空論であると認めることはできない。

5 原告は、被告において熱学が空論ではなく真に科学として貢献していると信じるのであれば、熱がエネルギーに変換している事例を挙げて原告の論証を覆すべきである、と主張する（第3・4）。

しかし、甲4文献に記載されているように、ジュールが錐Pの落下によって翼を廻らし熱量計Aの中の液体を攪拌してその摩擦熱によって温度を上昇せしめる実験により、仕事は熱に変換すること、すなわち仕事 = エネルギー = 熱である証拠を発見しており（甲第4号証103頁第6段落以下参照）、また、乙2文献に記載されているように、熱、仕事、運動エネルギー、位置エネルギー、電気エネルギー、磁気エネルギー、化学エネルギー、表面エネルギー、放射エネルギーなどを同一のエネルギーとし、エネルギーはその一つの形から他の形に変換することが可能であるが、どんなエネルギーでも消滅したり創造することはできない、という事実から、ヘルムホルツがエネルギー保存の法則を設定したものである（乙第2号証28頁（3））。

上に述べたところによれば、熱 = エネルギーの証拠が存在することは明らかであり、また、熱 = エネルギーとして、エネルギー保存の法則が現在の科学技術の普遍的法則として認められているのであるから、被告が熱がエネルギーに変換している事例を挙げるまでもなく、熱学が空論であるとの原告の主張は採用し得ないものであることが明らかである。

6 原告は、本件出願より前の原告による特許出願の経緯、及び、その論文を東大・京大・神大の3大学と、工業技術院、新エネルギー開発機構、宇宙開発事業団に提出した事実等から、原告の主張は独自の考えにすぎないものでなく、また、特許庁も、再審において永久機関が可能との判断を示した、と主張する（第3・6）。

しかしながら、本件出願より前の原告による特許出願の経緯は、単に、原告の過去の類似の出願が拒絶されたことを示すものにすぎず、また、東大等に提出した論証は論理的でない等の理由により返却されたことは原告が自認するところであり、これらの大学が「エネルギー保存の法則」が誤りであると認定しなかったことは明らかである。また、再審の審決において再審の請求が却下された理由は、甲第10号証によれば、「確定審決に対する再審請求については特許法第171条第2項により準用する民事訴訟法第420条第1項および第2項ならびに第421条に規定する理由を必要とするが、請求人の主張する上記再審請求の理由は上記の法で規定される再審事由のいずれにも該当しない。」（甲第10号証3頁）というものであり、「エネルギー保存の法則」を否定する永久機関は可能であると判断したものではない。

したがって、原告の主張は公に認められた主張ではなく、原告独自の考えといふべきであるから、原告の主張を採用することができない。

7 結論

以上に検討したところによれば、原告の主張する取消事由には理由がなく、その他、審決には、これを取り消すべき誤りは見当たらない。そこで、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官

山下和明

裁判官

設 樂 隆 一

裁判官

高 瀬 順 久

(別紙)
別紙図面

以上